

7 番 富 田

受付番号第4号、質問議員7番、富田陽子。

件名、「森林整備、その先は」。

県が平成19年度から20年間進めてきた「かながわ水源環境保全・再生施策」における森林整備は、山林所有者から県が杉・ヒノキの人工林を借り上げて実施してきた。この事業により、町内の町有林・私有林の多くが整備されてきたが、令和8年度に事業が終了する予定である。森林率90%の当町では、この施策の影響が大きいと考えられることから、令和9年度以降の事業の方向性と町内の森林整備の在り方、それに伴う町の取組姿勢について、以下の質問をする。

1、整備が終了し、返還された森林を今後どうしたらいいのか不安になる所有者もいる。相談に乗るなどのサポートができるような町の考えは。

2、ミカンや茶の栽培をやめて山林に戻したい。あるいは、荒れ果てて竹林や雑木林となり、手入れが困難となっている里山や地目が畑の場所について、整備を支援する取組は。

3、森林が整備された後に放置され、相続により境界が不明となるなどの問題が生じている。また、高齢化が進む中、さらに山に人が入らなくなることも懸念されることから、国の地域林政アドバイザー制度を活用し、町内の山林の巡視や整備・経営計画、所有者へアドバイスをする取組を行う考えは。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは富田陽子議員から、「森林整備、その先は」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「整備が終了し、返還された森林を今後どうしたらいいのか不安になる所有者もいる。相談に乗るなどのサポートができるような町の考えは。」についてであります。本町の私有林4,507.13ヘクタールのうち、水源の森林づくり事業において県が水源林整備協定を締結し、公的管理を行ってきた森林は3,241.22ヘクタールであります。協定期間満了後は順次、森林所有者に返還される予定ですが、所有者の高齢化や相続による土地の細分化などの状況の中、その後の管理状況によっては、再び荒廃が進むことが懸念されております。

現在、県では市町村と連携し、森林所有者が適切な森林管理を継続できるようにするための仕組みの構築を目指し、県・市町村、市長会会議において議論をされております。

本町といたしましては、広大な面積や標高のある急峻な地形など森林所有者が自ら森林環境管理を行うことの難しさを訴えるとともに、水源環境の公益的機能を維持・発揮するためには、専門職員を多く擁する県が主体的な役割を担う必要があるとの考えを示しており、県と町との林業事業体の三者が連携し、森林所有者をサポートしていくことが最善であると考えております。

次に、2点目の御質問のミカンや茶の栽培をやめて山林に戻したい、あるいは、荒れ果てて竹林や雑木林となり、手入れが困難となっている里山や地目が畑の場所について整備を支援する取組案についてであります。農地を山林にするには農地法の転用手続が必要で、農振農用地の指定がある土地など農地転用ができない場合もあります。

令和9年度から始まる「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」には、市町村が事業主体となる地域水源林整備事業として、集落周辺の「里山林整備」が新設され、竹林整備や危険木対策、やぶの刈払いなどに取り組めるようになる予定です。地域の状況を調査し、計画的・段階的に整備を実施していきたいと考えております。

次に、3点目の御質問の「森林が整備された後に放置され、相続により境界が不明となるなどの問題が生じている。また、高齢化が進む中、さらに山に人が入らなくなることも懸念されることから、国の地域林政アドバイザー制度を活用し、町内の山林の巡視や整備・経営計画、所有者へのアドバイスをする取組を行う考えは。」についてであります。県は、森林の公的管理20年間の実績によって、森林所有者情報や施業履歴、航空レーザー測量による各種森林情報など、所有者へのアドバイスを行う上で、非常に重要なデータを保有しております。まずは、県を中心に町や森林組合などの林業事業体が連携して取り組むことが効果的であると考えております。

なお、林野庁の地域林政アドバイザー制度の活用につきましては、令和9年度から始まる「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の実施状況を踏まえ、県や森林組合など林業事業体と連携を図り、必要に応じて

検討したいと考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 それでは、再質問をさせていただきます。

まずこれまでの20年間の県の事業の取組によって、この町内の森林環境というのはどのように変わったかというか、県の事業で一定の効果があったかどうかというのを伺いたいと思います。

議 長 町長。

町 長 水源林の整備事業については、かつて山を森林を整備することが難しく、そしてそれを放置してしまった所有者、私もその一部になるんですけども、そういう方が大変多くいらっしゃいました。それに対して、やはりそれだけの長い期間放置されますと、山がなかなか元に戻らない、いろいろな問題が起きます。一番簡単なのは間伐をしないから、陽が入らなくなって弱い木がもやみみたいな木が多くなってしまって、台風とか何かで倒れてしまう。そういったようなことを考えると、県のほうでやっていたそういう水源林の水源環境の再生の施策は非常によかったというふうに考えております。おかげさまで間伐をしていただいたおかげで、陽が入って森林がある程度元に戻りつつあるというふうに認識しておりますので、これらをぜひまた町でも引き続きそういったような水源林の整備というんですか、そういったものに生かしていきたいというふうに考えております。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 県の基本計画、こちらかながわ水源環境保全再生基本計画というのが本年1月に制定されました。そちらのほうでは、おおよそなんですけども、神奈川県内の水源エリアの森林の手入れが行われているところが4割ということだったのが、今77%ということで倍以上のところが入力が行われていて、具体的な成果としては、やはり下層植生が復活して陽が入り、下草が生えている状況になったということが、県の先ほど答弁にもありました航空レーザー一等の測量により明らかになっているというような計画のほうに示されております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 私自身も県の政策、財源がしっかりあって、ほかの県に比べればかなり手

厚い森林整備が行われてきたんではないかなと思います。せっかく手厚い森林整備が行われてきて、77%の森林が整備されてきたところで所有者に返還されてしまうということで、この答弁の回答書にもありましたとおり、再び荒廃が進むことが懸念されているとありますが、私自身も水源を重視するあまり、切り過ぎではって思うほどの強度の間伐がある場所ですとか、あとは道路脇ですぐに木が搬出できるようなところでもただの切捨てになってしまっって残念だなと思う場所も多々あったかなというふうに思います。

この令和9年度からのこの新たな基本計画のところにも書いてあるんですけど、返還されても所有者がだんだん高齢化になっていくことで、またなっていくこと、あるいは基本計画の中には、間伐をした後に針広混交林を目指すというところも書いてあるんですけども、そこには達していないというふうに計画にも書いてありますし、私自身もやっぱり鹿の食害がひどくて、ただ間伐されて下草は生えてますけど、針広混交林には何かなかなかない状況なんではないかなと思います。ここで返還された後の山の状態というのがちょっと心配な部分があります。

ここに関して、この答弁では県が主体的な役割を担う必要があるということでもありますけれども、この返還林に対して所有者の方から相談が現在来ていたりということはあるのでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 返還林につきましても直接ではありませんが、やはり役場のほうに今後どうしたらいいのかというようなお話があるという話は来ております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 役場にもということですが、森林組合の方々との間も意見交換させていただきましたが、そこでもやはり返還された森林、今後どうしたらいいのかという相談がかなりあるという御意見をいただきました。

県が役割を担うというんですけれども、町としても、もしそういう相談を受けた場合は、どのように返答していくのか、今あるどうしたらいいのかという考えがありましたら、お聞かせください。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まずこの返還された森林、返還林と呼ばせていただきますけども、返還林

については先ほど来、県が20年間整備をしてきたということで、県の見解でありますとしばらくは手を入れなくても荒廃はしないだろうと。20年間間伐とかそういうことをやってきたので、数年は何もしなくてもいい状態を守っていると。令和9年度から新しい計画が始まるに当たりましては、県としましては、返還林の今の状況を維持していくような環境整備をしていくというような方針でいると聞いております。それに対しては簡単に言うと、先ほど冨田議員おっしゃってたように、今までは強い間伐、ある程度の本数を刈るであるとか、下刈りとか、かなり強めの森林整備をしてきたんですけども、今の状態からはそこまでしなくてよくて、広い面積を巡視して、悪いところを整理するというやり方で、5年に1回程度の巡視を行うというような指針も示されております。

それに対して、今まで整備協定を結んで規定整備をされた森林が返還された場合、残念ながらその情報は市町村には今のところは来ていません。というのは、県と森林所有者の間での整備協定でございますので、いろいろな情報の制約あって、その方が必ずしもその情報を県以外の者に情報の共有をしていかどうかという確認は今のところされていませんので、県の予定としましては山北町3,200ヘクタールの返還林があつて、返還する際にこれまでの県とあなたの契約の内容であるとか、整備の内容を市町村にも情報共有をしていかどうかの意向調査を行うというような方針が示されております。それで、今森林所有者の意向確認した上で、情報共有して県と町と林業事業者で、その返還された森林をどのような形で整備していくか、先ほど御質問にもありましたとおりに、条件がよい森林とそうでない森林というのがございます。先ほどの返還の全ての中で条件がばらばらでございます。

簡単に言いますと、林道の近くの森林は間伐をして搬出すればそれが売れば、その材の費用が戻ってくる可能性があります。逆に林道から200メートル以上離れている森林については、切っても運ぶのに費用がかかり過ぎて先ほどおっしゃっていた切捨てということになります。

この二つの条件が違う森林について、同じような整備というのは考えられませんので、県と町と事業者でここはどういう整備が必要であるかというのを検討した上で、必要な事業を当てて新しい事業というのは9年度から始ま

る計画にのっとった事業やっていくというのは、今の状況でございますので、どちらかという地元森林所有者の個人的というか、地元所有者でしか分からないようなところに寄り添いながら行くと。県は技術的、専門的な知識と技術がございますので、そういうところを担いながら森林所有者にサポートしていくというような今状況でございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 そうなりますとまず所有者の方に確認していく作業となると、大分基本計画が令和9年度から始まるといえども、なかなか具体的に何か新たな動きがあるというのは、数年先になると考えられるでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まず前提といたしましては、3,000ヘクタール以上の収入についてはこの日にドンと返ってくるわけではございません。始まりが違いますので、ですのでそちらのほうに関してもばらばらに返還されるというようなことでございますので、県の考えは今のところ返還時に先ほどの調査を行うというお話でしたので、それがあつてきたら、一定のところ整備方針のほうを検討するというような流れでございます。

県が今示しているスケジュール案としましては、令和8年度5月、6月には、もうそこで返還されている方に対する調査というのは始めていくという話は聞いてます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 今の説明があれば、この所有者の方も今後どうしたらいいかということに対して、ある程度一定程度の安心感があるのかなというふうに思います。

あと一つ、返還林で心配な部分というのは、この20年間、そしてさらに今後の20年間で所有者の代替わりですとか、所有者が亡くなられて境界が不明、境界が分かんなくなるとか、持ち主が不在になるとかそういったところも増えていくかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 答弁のほうでもございましたけども、県のほうで当然協定を結んでる相手のデータとして、今コンピュータというかパソコン使った神奈川県森林クラウドというようなシステムがございます。

こちらについては先ほど言った様々な森林情報や航空レーザー上で判断してるんですけども、森林の場合は宅地や畑と違って何センチの境界というのはあまり意味をなさないことをございますので、ただ、ある程度の林層であるとか、林班を基にしたレーザー測量行ってますので、御本人分からなくても県のクラウド上では大体の位置であるとか、どなたが所有してあるとか、木は何であるとかというのは分かるようになってますので、それを基に先ほど言った3者で協力してサポートしていきたいと考えております。

議 長
7 番 富 田

富田陽子議員。

森林組合とのこの間の意見交換でも組合としては、そういうところを自分たちで経営していくことは難しいけれども、維持、管理、巡視とか、そういうことはしていけるんじゃないかということをおっしゃっていたので、ぜひ3者で連携していただきたいなと思います。

先ほど言いました私がちょっと心配している部分で、この巡視をしていくということなんですけれども、この強度の間伐をしてるので下草は生えていたとしても結構風が入りやすく地面に直接雨が当たって台風とか大風が吹いたときに木が倒れやすかったり、直接地面に雨が当たることで土砂の流出が起りやすかったり、そういうことも心配されるんです。針広混交林になかなかできていないということは結構鹿対策もしてくださってるんですけど、やはり食害がひどくてなかなか自然発生的には広葉樹が生えてこないという問題が懸念されます。幾ら待っていてもなかなか広葉樹が生えてきて適正な公益的機能を持つような山林にならないんじゃないかということをちょっと危惧しています。

神奈川県の新たな基本計画には、自然災害への対応や生物多様性の保全など環境や社会の変化に伴う新たな課題にも寄与することができる施策を推進していくとありまして、中にはネイチャーポジティブというキーワードもあったり、生物多様性を進めていくみたいな文言もあるんですけども、なかなか針広混交林を進めていくための具体的な取組というのが追加の間伐ぐらいしか計画を見ても見当たらなかったんです。ここはやっぱり鹿が多い山北としては、そして災害が多い山北としては待ってるだけでは針広混交林ってなかなか難しい。そして災害を引き起こす可能性もあるんじゃないかなと考

えます。

そこで、針広混交林化及び生物多様性を進めていくためにも、返還された森林にその土地にあった多様な広葉樹を植えてくという取組も必要なのではないかなと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

議 長
農 林 課 長

農林課長。

今の御質問の中で二つお答えすることがありまして、新しい計画の中ではまず植林が認められて一部皆伐というか、サイクルする森林という形で認められるような方向でいますので、これまで以上に間伐、一部皆伐をしたところに植林をするというような事業が新設される予定でございます。ただし、そこが先ほど言ったネイチャーポジティブとか、多様性という形でその規模で広葉樹を植えるというのは今のところ話に出てませんけども、そもそも混成林、混交林については現状にある広葉樹を残して、その周りを整備するというので混成林、混交林を目指すという神奈川100年の森構想という形で示されております。

また、問題があるのが山北町の場合、返還林の場所が先ほどの構想の中で、公耕地、要は800メートル以上の標高であるとかになるとなかなかまたどういう樹種を植えたらいのかというのも難しくなると思うんです。ただし、今までみたいに例えば広葉樹の伐採は除伐以外は認められないとか、結構厳しいものがあつたんですけども、その辺は地域の実情に合った水源林、水源地域の整備ということが認められる方向で今話し合い等が行われてますので、今おっしゃっていただいた広葉樹の植樹等に関しても、造林事業としてのところで認められるのか、または市町村独自の森林整備の提案として認められるのかちょっと分かりませんが、可能性的には大いにありますので、当然広葉樹を植樹をして生物多様性に寄与するというのは考えられますので、町といたしましても、県に相談しながら水源事業でそれが実施できるかどうかというのは、計画のスタートまでの間に検討調整させていただきたいと考えています。

議 長
7 番 富 田

富田陽子議員。

まちでも多分取り組んでいただくことは、大変ありがたいことだと思います。本来ならば、県がそこも含めてやはり予算化して取り組むべきだなとい

うふうには考えるので、そこも含めて県に要望をしていただきたいと思います
と思います。

あと、山北町のホームページでは人間と熊が共存できる山を目指して、熊
を里から奥山に返す取組を支援をしているとあります。

そして、猟師の方々の広葉樹の植樹活動をしている取組の支援ですとか、
あとはふるさと納税で広葉樹の植樹活動に対する支援を受け付けてるってあ
るんですけど、やはり先ほど言われてたような一部皆伐したところに広葉樹
を植える、特に実のなるドングリとか、そういう木を植えるというのが一般
的な広葉樹の植樹活動かなと思うんですけども、先ほどから言われている道
から遠くてなかなかもう経済林としても、もう人の手が入るのがなかなか難
しいというところは、もう人の手が今後入らなくてもいいような状態にして
いくために今手を入れていくべきだと思うんです。もうだんだん人口減少が
進んでいく中で、山に人が入らなくなってくる。これはもう農地とかも一緒
ですけど、なので手が入らなくてもいいような状態の部分を増やしていか
ないと、この森林率90%の山北なかなか難しいと思うので、今のうちに山にあ
った広葉樹というのを針葉樹の間に植えていくと生物多様性ですとか、あと
は景観的にも春の新緑とか、秋の紅葉とかももっと美しくなるのではないか
なと思うんですけども、そういったところを積極的にしていただきたいな
と思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まず先ほどの広葉樹の植樹等育てていくということで、特に今回答弁のほ
うにもございますけども、県の新しい事業の取組として里山林の整備とい
うのが上がってます。

まさにおっしゃってたように里山というのは人々が暮らす近くの森林と思
っていただいて結構で、これは大体そういうところから100メートルぐらいを
こちらのほうでプロットしまして、そこについては水源林の中で、そうい
った雑木の整理であるとか、逆に広葉樹の植樹とかをやって、人々の暮らしと
密接に関係があるところに関しても今後水源事業で整備ができますよとい
うような制度でございますので、おっしゃっていただいたように紅葉である
とか、花であるとかが咲くような広葉樹を場所は選定する必要がございますけ

ども、そういったことも調査の上、新しい計画の事業として検討してまいりたいと考えてます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 ここ今の御回答は2番目の質問にもあたりますので、2番目の質疑に移らせていただきます。

今回から新たな計画で里山も整備対象になるというけれども、具体的にはどういった条件ですとか、所有者から申請があったらできるのかとか、もう少し具体的なところを伺いたいと思います。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 これも県の新しい事業でございますので、町が決められているわけではないのを御承知の上お聞きいただきたいと思うんですけども、里山整備の場合は人工物、集落、民家とか公共施設道路とかそういったものの周辺の森林、そこからおおむね100メートルのエリアをこれは市町村で指定しまして、そのエリアに関して先ほど来申し上げている整備が行われるということで、例えば今この役場で考えますと浅間山がありまして、浅間山の一番住宅寄りの周辺、今は浅間山の山の中は森林として整備できますけど、一番周り部分というのは逆にできないような状況になってるんですけども、そういうところに線を引くとその100メートルぐらいまでは里山整備として整備ができるというような状況でございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 それは大変山北にとってもありがたい事業ではないかなと思います。

例えばそこが先ほど午前中の瀬戸議員の質問とも重なるかもしれないんですけど、いわゆるもう耕作放棄地みたいになっている畑なのか、林なのか、もう竹林なのかみたいな、もうよく分からない場所もあるかと思うんですけども、そういうところも対象になるのでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 県の今示している資料で見ますと、例えばそういったよく言う先ほどのお話の中出ている有害獣のすみかとか、出没する場所になっているところ、藪があつたり、竹が生えてたり、ボサがあつたりというところは整備できるというような方向で示されておりますので、そういうところは地目や今までの

造林事業とかですと5条森林と言われている森林整備計画に載っている森林でなければ、そういうことはできなかつたんですけども、今回は里山整備に限ってはそこは特に明示されていませんので、おそらく畑だろうと雑種地だろうとそういう形の場所と認められれば、整備ができるようであると考えています。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 そうなりますと耕作放棄地、遊休農地という部分の整備というのが大分進められるかなと思うので、大変ありがたい取組だなと思います。

今は辛うじてミカン畑だったところがもうミカンやってないけど、何とか所有者で草を刈ってるとか、あとは草刈れないけどシルバーさんに頼んで、でもシルバーさんに頼んだけど全然もう来てくれないみたいな、そういった相談もかなり受けますし、あとは竹林になっちゃってどうしようもないとか、ミカン畑がもう杉、ヒノキになっちゃってるけど手が入らない。補助の対象にならないという方、結構おられるので、そこはすごくありがたいことだなと思います。ぜひ広く周知をお願いしたいと思います。

最後に、三つ目の質問に入ります。

最後は、地域林政アドバイザー制度の導入の提案なんですけれども、この答弁では県が主体的に行うことが効果的ということで、連携を必要に応じて検討したいという答弁でしたが、私が提案させていただきたい地域林政アドバイザー制度というのは森林林業の知識や経験、資格を持つ技術者を雇用し、森林、林業、行政に携わってもらうという仕組みです。

業務内容は森林経営計画の策定だったり、地籍調査や境界明確化、あるいは市町村有林の経営管理などを行っています。

令和6年度時点では219自治体で、計353名が制度を活用し、活動しています。これ町が直接雇用するというほかに、技術者が在籍する民間に業務委託をするということも可能です。そして、特別交付税措置の対象になり、森林環境譲与税を活用している自治体も多くあるということです。本来ならば返還林ですとか、水源林に対して県が主体的に行うべきですし、県が返還に先駆けて雇用して町に派遣するとか、もしくは水源環境税で雇用できるというのが一番ふさわしい形かなと思いますが、広い森林面積を持つ山北では、も

う先駆けてこの制度を導入してはどうかと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 地域林政アドバイザー制度、今議員御説明していただいたとおりで思うんですけども、やはりある程度のこの地元負担というか、その部分もござい
ますし、今おっしゃってた内容を、言い方変ですけども、私は県にそれを
求め続けていまして、いまだにまだ簡単に言うと県の専門職を町に派遣して
いただけないとか、そういう話も町の上層部も含めてそういう形で打診し
続けていますので、まだ計画始まってませんので基本的には県の専門職をぜ
ひともこれだけの広い水源林を持つ山北町にお願いするということで、県の
本課の部長までお話は行ってるって聞いてるんですけど、なかなか実現しない
ような状況でございますので、答弁にありましたとおり計画が始まるまでは
そういった形で県のほうに要望しながら進めていきたいと考えてます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 引き続き県にも要望していただきたいですけども、この例えば森林組合
にそういう技術、あるいは資格を持っている方がいれば、森林組合に業務委
託をして、そうするとさらに県と町と組合の連携が深まるんじゃないかな。
お互いに情報共有しながら、3,500ヘクタールある森林の管理、経営をやっ
ていけるのではないかなと思うんですけども、森林組合に委託するというの
はいかがでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 仕組みとしては、森林所有者が林業事業体に委託をすることが、県
の新しい計画の中で考えられています。それにはお話出ました森林経営計画
を森林所有者と林業事業体が作成をして、市町村がそれを認めた上で県の補
助金が交付されるというような形になっています。

ちなみに、今現在山北町森林組合で経営計画つくれるような条件がそろっ
ておりまして、山北町内だと数か所森林経営計画のほう策定済みでございま
すので、今後も森林組合を中心として森林所有者と計画を策定するという方
向で進めていきたいと考えてます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 ぜひ森林組合もかなり組合員に配当金が配れなくて、なかなか困っていらっしやったり、あとは山北町でも森林林業に携わる職員の数というのが0.5人というふうに聞いています。こんなに広い面積あるのに、ほかの仕事と掛け持ちで森林林業に携わっていくということになると、新たなこの森林の利活用とか、普及啓発までたどり着かないと考えます。そして、どんどん個人で山林を所有する、管理していくということがどんどん難しくなっている状態で、林業を本当に私も思いますけど課題だらけの分野だと思いますので、ぜひ国の制度を利用してもう少し先へ進めていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるとおりで、アドバイザーとかいろいろな人を使いながら森林組合で町も関与してやっていきたいというふうには思います。ただ、私有林ですから当然所有者がいる。先ほどのあれにちょっと戻りますけども、混交林とか、広葉樹、私も当然そういう山を持っていますから終わったところにアンケートが来るわけです。やりたいですかって、混交林バツくれるわけです。ぱっと見て写真見て無理だなと。こんなとこ広葉樹を植えても育たないなと。幾ら間伐したといっても、その間に植えても多分育たないなというふうに思いましたんで、私はそれはバツをくれましたけど、そういうようなことで実際に机の上で混交林がいいというのは分かるけども、実際それをやれるかといったら、非常に難しいというふうに思っています。

それから、もう一つは森林の所有者がおっしゃるように、だんだん、だんだん山に行かなくなる。私なんかもだんだんそうなんですけど、所有者の考えというのは登記されている。平米数どのくらいあるか、そういった登記されている面積があればいい。そして今、航空写真とかいろいろな中で何年輪のどのくらいの木が何本そこにあるかというのが分かります。そういうことだけが所有者が求めるもので、昔みたいにここが堺だとか、そういうことはあまりもうこれからは意味をなさなくなるんじゃないかなというふうに思っています。かなり富士山のスコリアで、かなり雨とか台風で沢ができちゃって、実際に堺を決めたりなんかするのが非常に難しい状態になっていますから、基本的にはおそらく自分が登記されてる山の面積、そしてそこに植わってる杉

とかヒノキの本数とか、そういうのが大体分かりますんで、そういったような中でそれがあればいいというような方法に変わってくるのではないかなというふうに思っています。

そういったような所有者のとか、そういうのはもうもちろんアンケートで答えるんですけど、分からないからいろんな答えを出すわけです。ですから、それによって県のほうのそういう施策があまり変化しないように、我々町といたしましても、その方向性を模索しながら森林組合と一緒に決めていきたい、あるいはそういう方向性で進めていきたいというふうに山北町では思っております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 所有者もだんだん所有者自身もそこまで求めないということは逆に行政のほうの責任、その山に対する責任というのが重要になってくるのではないかなというふうに思っています。

今はもう本当に県の水源環境森林整備というのが町のメインにも森林整備のメインになっていますし、県民の水がめとして森林整備を行うというのはもちろんなんですけれども、やはり広い森林を持つ山北としては、私有林も含めて森林整備のその先は森林の姿どうある、こういう姿の森林、山北の森林にしたいとか、何か今、本当に森林整備含めて、子どもへの環境教育ですとか、あとは木育とか間伐搬出奨励金とか、いろんなことを取り組んでいただいて本当に大変ありがたいなというふうに思っていますけれども、やはり一つ、県がやっていることもあるんですけど、町としても森林に対しての取り組む姿勢とか、ここはアピールしたいみたいなところを町としてアピールしていただきたいと思うんですけど、そこはいかがですか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように。私もかなりの山林がありますんで、みんな違うわけです。作業道の下に、急峻なところで生えてる森林もあるし、岩柄もあるし、あるいはいろいろな地形によってかなり森林の状態が違います。杉が植わったり、ヒノキが植わったり、あるいは植えた時期によって太さも違ってます。そういったところで仮に県のほうのやった事業でやっていただいたところは割とそれなりに施業できるようなところをやっていただいておりますの

で、そういったようなものについてはやはりこれからも水源として、町として水がめを確保する、あるいはそういったようなものが非常に大事だというふうに思っておりますので、そういったものについてはもちろん町と県が一緒になって方向性を決めてやっていきたいなというふうに思っています。

私としては共和さんがやってる熊を山に戻すような、あのような取組を山北町でもさらに進めていきたいというふうに思っていますから、私的には混交林よりは皆伐をある程度すつと何本かこうやってしまって、そこへ植えたほうがいいのではないかなと個人的には思っておりますけど、木が植わってる間に植えるというのはなかなか現実的には難しいのではないかなと。ある程度の幅で、ある程度皆伐をかけて、そこに植えるんだったら可能性は非常に高いのではないかなというふうに個人的には思いますけども、まだまだ県のほうの考えとか、町の考えとしてはまだまだそういうような方向には行っておりませんので、これからいろいろな地権者も含めていろいろな返還林の後の方向性というのはこれから進めていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 最後になりますけど、その件と一体的にやっていくのはもちろんなんですが、やっぱり森林整備するというのは手段であって目的ではないので、やはり町としてこういう森林を活用したこういう町にしていきたいとか、もう今既にやっている例えば木育ですとか、あとは町産材活用も始まっていますし、グランドデザイン賞もいただきましたから、やっぱりもうそこを森林整備して木を山北町、たくさん町産材で地産地消をしてるよとか、もっと何か本当に限られた財源の中でいろんな事業をやっていただいているので、もう少しそこをアピールしながらさらに森林に、林業に力入れていただきたいと思いますけど、いかがですか。

議 長 町長。

町 長 基本的には山北町の林業というか、山についてやはり90%以上が森林です。そして今、40年以上たった木がかなりあります。ですから、これが循環していくことが一番私は理想的だろうと思います。

ただ単に水を守るために間伐をして残して、それで水源林として生かすの

も一つの方法だというふうには思いますけど、やはりある程度は皆伐なりをかけていって、もう一度植林してそれを回すというような、要するに循環型のほうに変えていく方法が一番理想ではないかなというふうに思っておりますんで、そういったような森林の方向性をぜひこれからもやっていきたいというふうに思いますんで、ただ植えてしまって手が入らないから間伐をかけた。これをそのままやってくと、ある程度の木はさらに間伐をかける可能性はあるんですけども、やはりある程度計画の中である程度の場所を皆伐をして、そして木を出してもう一度植え直すという、それが杉かヒノキになるかあるいは広葉樹になるかはまた別ですけども、少なくともそういうような方法に持っていかなければ山北の森林がこれから先ずっと未来の子どもたち手渡せるような状態には循環型にしていかなければいけないというふうに私は思っております。